

大阪市告示第 1718 号 の 2

令和 6 年 1 月 23 日 付け大阪市告示第 82 号 の 2 (「市税の申告等に関する期限の延長」) において、別途市長が定めることとされている日 (延長期限) のうち、次に掲げる地域に住所、主たる事務所若しくは事業所又は申告等の事務を現に行う事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、同告示に規定する申告等に関する期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 月 30 日までの間に到来するものについて、令和 7 年 1 月 31 日とする。

令和 6 年 12 月 19 日

大阪市長 横 山 英 幸

指定地域	
石川県	七尾市 羽咋郡志賀町